

## 『税制改正大綱（4）法人税2 利益連動給与の拡大』

今回の改正における注目すべき法人課税の見直しの1つに、**経営陣に中長期の企業価値創造を引き出すインセンティブを与えるための利益連動給与の指標の拡大がある**。株式の市場価格や、売上高の状況を示す指標を給与の算定指標に加えるとともに、将来のある時点や特定の期間の指標を用いることができることになる。これに伴って損金経理要件が見直され、上記の新たな指標と連動させた給与も損金算入が可能となる。これらの指標を基礎として算定される数の市場価格のある株式を交付する給与で、確定した数を限度とするものが対象に加えられる。また、非同族会社の完全子会社も、利益連動給与として損金算入の手続きが可能なる法人に追加されることとなった。さらに、経営戦略に基づく先を見据えたスピード感のある事業再編等を加速するため、特定事業を切り出して独立会社とするスピノフ等の円滑な実施を可能とする税制の整備が行われる。分割事業の主要な資産及び負債が移転していること、分割事業の従業者のおおむね80%以上の従事が見込まれていることなどの要件を満たせば適格分割と認められ、課税の繰り延べが可能となる。また、100%子法人株式の全部を分配とする現物分配について、分割型分割と同様に取扱いよう改正される。

## 『逆風続く 社会保険未適用企業』

社会保険の未適用企業に対しては、年金事務所から事業所立入検査の予告のような文書まで送付されるようになった。数年前まで見られたようなゆるい対応は跡形もない。これまで**社会保険未適用だった事業所もさすがに年金事務所の本気を受けて、渋々ながらも社会保険適用を進めているようだ**。事業場に立ち入られた上、各種資料の提出を求められ、場合によっては2年遡って社会保険に加入させられるかもしれないというリスクはそうそう無視できるものではないらしく、**実際に協会けんぽ加入事業所数は右肩上がりが続いている**。

厚生労働省の動きを後押しするように、国土交通省でも公共工事の入札について、社会保険未適用企業を排除する動きを加速しているほか、建設業全体から社会保険未適用企業を排除すべく、同省は「社会保険加入対策推進協議会」を開催、従来の1次下請における社会保険未適用企業の排除のみならず、4月からは発注者として直接的な契約関係のない2次下請以下への対応に踏み切る意向だ。2次下請以下の企業の未適用が判明した場合、発注者から元請企業に一定期間内に社会保険適用を行うよう指導させることになる。元請企業からの強い圧力がかかることになり、ますます逃げ道が塞がれる状況となるだろう。



出典元: 日本中小企業経営支援専門家協会(JPBM) ※本記事・内容の無断転載を禁じます

21世紀を創造する中小企業のベストパートナー

葵総合経営センター

〒460-0012 名古屋市中区千代田三丁目14番22号  
(葵総合税理士法人)

TEL : (052) 331-1768 FAX : (052) 332-5282

『Homepage』 <http://www.aoi-cms.com/> 『e-mail』 [aoi@aoi-cms.com](mailto:aoi@aoi-cms.com)